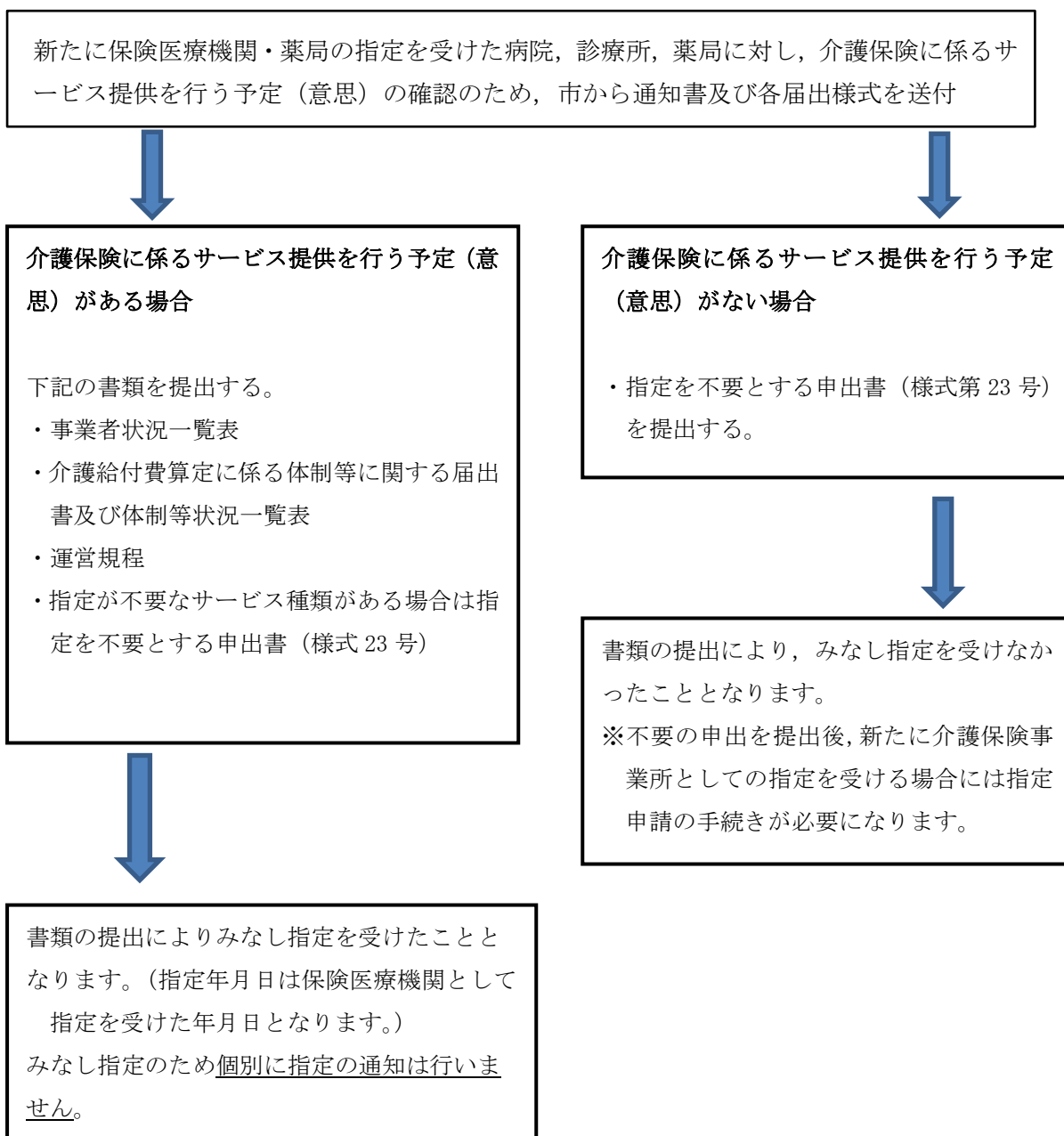


指定の特例（みなし指定）に係る手続き等について

1 手続きの流れ



2 介護保険サービスの実施について

みなし指定を受けて介護保険サービスを実施する場合には，厚生労働省令で定める人員，設備及び運営に関する基準等に基づき，適切にサービスを提供することが必要とな

ります。また、介護保険サービスを実施する場合は事業所として運営規程等を定めるとともに、サービス提供の開始に際し、重要事項について利用申込者又はその家族に対しあらかじめ説明を行い、同意を得る必要があります。

3 介護保険事業所番号について

みなし指定を受けた医療機関、薬局の介護保険事業所番号については7桁の保険医療機関コードの先頭に下記の3桁の番号を付した10桁の番号となります。

| | |
|-------|-------|
| 医科の場合 | 「031」 |
| 歯科の場合 | 「033」 |
| 薬局の場合 | 「034」 |

4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のみなし指定について

保険医療機関において、指定不要の申出が無い場合は通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のみなし指定を受けることとなりますが、介護保険の通所リハビリテーションの施設基準や体制等が整っているかどうかの審査を行うため、事前に書類を提出していただく必要があります。当該サービスの提供を行う際には事前に介護保険課事業所指定係までご相談ください。